

各地方整備局総務部長 殿

大臣官房地方課公共工事契約室長
(公 印 省 略)

工事費内訳書等の提出期限及び取扱いについて

工事費内訳書については、「工事費内訳書の提出について」（平成27年3月6日付け国地契第84号、国官技第279号、国営計第107号）等に基づき競争入札に付する全ての工事において提出を求めることとしたところであるが、提出された工事費内訳書の確認をより厳正かつ効率的に行うことを目的として下記のとおり実施することとするので遺漏なきよう措置されたい。

記

I 紙による入札の場合の入札書及び工事費内訳書の提出期限の前倒しについて

1 方法

(1) 紙による入札の場合の入札書提出期限

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該入札参加者の入札書及び工事費内訳書の提出期限は、開札日より前の日とする。

(2) 紙による入札の場合の再度入札の取扱い

① 一般競争入札（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる工事に限る。）

入札参加者が紙による入札を行う場合には、開札への立会いを求めるものとする。ただし、当該紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも入札は有効として取り扱うものとする。

紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合で、再度入札を行うこととなったときには、当該紙による入札参加者に再度入札への参加意思の有無を確認するものとする。なお、この参加意思の有無の確認は契約担当官又は支出負担行為担当官からの連絡により行うものとする。

② 一般競争入札（政府調達に関する協定の対象となる工事を除く。）及び指名競争入札（工事希望型競争入札を含む。）

入札参加者が紙による入札を行う場合には、開札への立会いを求めるものとする。ただし、当該紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも入札は有効として取り扱うものとする。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱うものとする。

(3) 工事費内訳書の確認

工事費内訳書の確認は、工事費内訳書の提出期限後直ちに行うことができる。

2 対象

競争入札に付する全ての工事で行うものとする。

3 入札公告等への記載

入札公告等に以下の事項を記載するものとする。

- (1) 一般競争入札（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる工事に限る。）
 - ① 入札公告
入札書提出期限
 - ② 入札説明書
 - (ア) 入札書提出期限
 - (イ) 入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すべきこと
 - (ウ) 入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立会うべきこと
 - (エ) 紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、契約担当官又は支出負担行為担当官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすべきこと
- (2) 一般競争入札（政府調達に関する協定の対象となる工事を除く。）及び指名競争入札（工事希望型競争入札を含む。）
 - ① 入札公告（一般競争入札（政府調達に関する協定の対象となる工事を除く。）の場合に限る。）
入札書提出期限
 - ② 入札説明書（工事希望型競争入札にあつては送付書類、その他の指名競争入札にあつては指名通知書）
 - (ア) 入札書提出期限
 - (イ) 入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
 - (ウ) 入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。
 - (エ) 1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したのものとして取り扱われること。

4 提出された入札書等の管理

提出された入札書及び工事費内訳書は、契約担当官又は支出負担行為担当官が厳重に管理するものとする。

II 工事費内訳書の取扱いについて

1 工事費内訳書が未提出、又は不備がある場合における取扱い

「工事費内訳書の提出について」（平成27年3月6日付け国地契第84号、国官技第279号、国営計第107号）記5において「工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることができる」と規定しているところであるが、工事費内訳書が未提出又は不備があるものとして別表各項に掲げる場合について、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当する無効の入札として取り扱うものとする。

ただし、別表第4項第1号若しくは第2号に該当するものであって軽微な誤記であるときには、競争契約入札心得第6条第1項第5号の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

2 入札説明書等への記載

入札説明書、指名通知書又は送付書類に、「入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない、契約担当官又は支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。」旨及び本別表を記載するものとする。

別表

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

附 則

- この通知は、平成27年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について」（平成15年12月26日付け国地契第63号）は、平成27年3月31日をもって廃止する。ただし、同日までに入札手続を開始したものについては、なお従前の例による。